

令和4年度都区財政調整 区側提案事項について

令和4年度都区財政調整に関する区側提案事項が、11月16日の特別区長会総会で決定されました。この提案事項は、都側から出された提案事項とともに、12月2日に開催された都区財政調整協議会に示され、同協議会幹事会に具体的検討を行うよう下命されました。

一 検討の経過

特別区長会は、本年6月に来年度の都区財政調整に向けた基本方針を示しました。

内容は、現行算定の妥当性を検証し、特別区の実態に見合った算定に改めるとともに、基礎的・普遍的事業の確な算定を確保しつつ、算定の標準化や一定の行政分野における経費の包括算定など、各区の自主性が担保される算定方法への改善を、区側が主体的に行うというものです。

提案は、この基本方針に従い、各区の決算実績と算定額の比較分析を踏まえ、各ブロック及び決算分析ワーキンググループから出された経費算定の充実、算定方法の改善策等の案を基に財政課長会で調整し、企画・財政担当部長会、副区長会を経て、特別区長会で了承されたものです。

今回の取りまとめでは、標準区経費の見直しとして、廃止・縮減項目2項目を含め、42項目を提案することとしています。

なお、現在の社会経済状況等を勘案し、今後の状況変化に応じ、提案を行う項目として、子ども医療費助成事業費など2項目が、継続検討課題として整理されました。

二 区側提案事項の内容

今回の提案では、①大規模な税制改正や、都区の役割分担の変更等が行われる場合には、その影響額を見極めたうえで、特別区に必要な需要額が担保されるよう配分割合の見直しを行うこと、②保育所等の利用者負担の見直しなど特別区の実態を踏まえ、主体的に調整を図った区側提案を基本に、当該年度のあるべき需要が適切に算

定されるよう整理すること、③特別交付金、都市計画交付金について、課題の解決に向けて具体的な検討を進めること、を求めています。

区側が具体的に算定内容の改善等を求めた主なものは、次のとおりです。

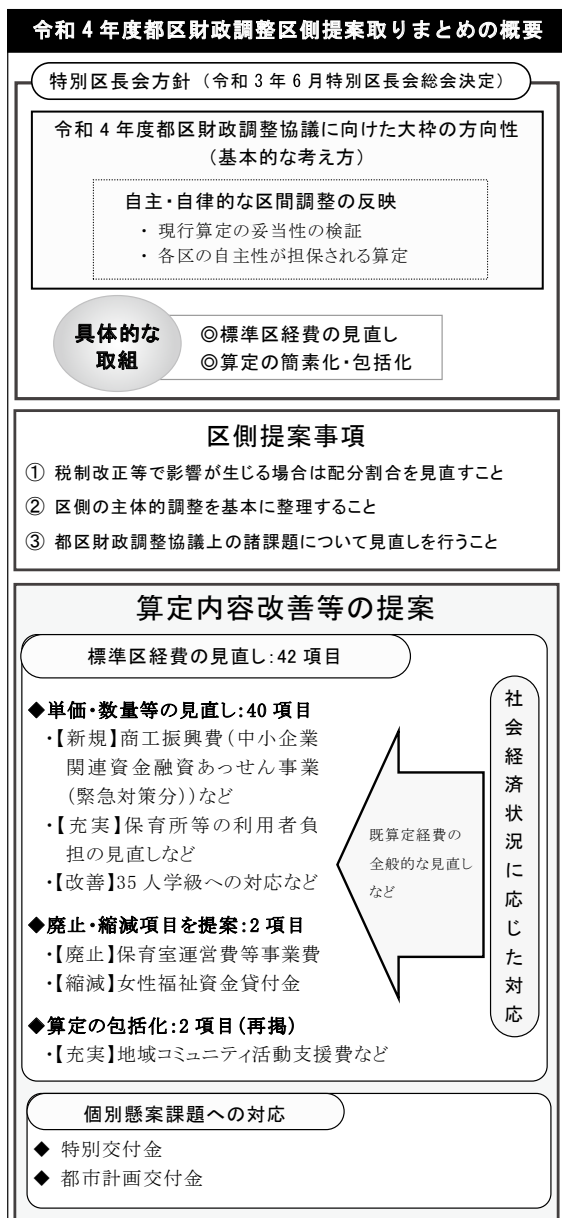
◎特別区の実態を踏まえた、標準区経費の見直し

- ・新規提案22項目（商工振興費（中小企業関連資金融資あっせん事業（緊急対策分）など））
- ・充実提案14項目（保育所等の利用者負担の見直しなど）
- ・改善提案4項目（35人学級への対応など）
- ・廃止提案1項目（保育室運営費等事業費）

- ・縮減提案1項目（女性福祉資金貸付金）
- ・算定の包括化2項目（再掲）（地域コミュニティ活動支援費など）

◎個別懸案課題への対応

- ・特別交付金
 - ・都市計画交付金
- なお、都側からは、算定内容の廃止・縮減を中心に14項目の提案がありました。
- 現在、都区財政調整協議会への報告に向け、同幹事会での検討が行われています。
- （特別区長会事務局）



「茨城ふるさとフェア」を実施しました

公益財団法人特別区協議会、茨城県主催による「茨城ふるさとフェア」を令和3年10月28日（木）に東京区政会館1階オープンスペースにて開催しました。

本イベントは、茨城県の魅力発信と東京23区との交流を目的として実施したもので、当日は、茨城県18市町と県アンテナショップ「イバラキセンス」が出店し、特産品の販売、観光情報などのPRを行い、大変賑わいました。大洗町からはキッチンカーの出店で、しらす丼等を販売し、昼頃には長い行列ができていました。

このイベントを通じて多くの方に茨城県の魅力を感じていただいたのではないかと思います。

◎参加団体 水戸市、古河市、常陸太田市、北茨城市、笠間市、ひたちなか市、潮来市、那珂市、筑西市、坂東市、かすみがうら市、桜川市、鉾田市、小美玉市、茨城町、大洗町、城里町、八千代町、イバラキセンス



（茨城県・特別区協議会事業部）

「中野区魅力紹介展示」を開催します

東京区政会館1階エントランスホールにおいて、公益財団法人特別区協議会と中野区との共催、山崎記念中野区立歴史民俗資料館企画によるパネル展示「歴史と自然、にぎわいのまち中野―中野区立歴史民俗資料館―」を開催します。山崎記念中野区立歴史民俗資料館は、「れきみん」の略称で親しまれ、郷土の貴重な資料を保存、公開している中野区の文化拠点です。今回の展示では、同館の所蔵資料の紹介を通じて、区の歴史・文化の魅力を紹介します。さらに、国指定名勝である「哲学堂公園」など区の歴史、史跡、街並みの地図や写真なども交え、歴史と自然、にぎわいのまち中野を感じとってもらえる空間を展開します。

ぜひ、この展示で中野のまちの雰囲気を感じていただきながら、区の魅力再発見を楽しんでください。

【中野区魅力紹介展示】

●会場

東京区政会館 1階エントランスホール
（東京都千代田区飯田橋3-5-1）

●展示期間

令和4年1月12日（水）～2月26日（土）
（日曜日・祝日を除く）

●展示時間

月曜日～金曜日 9時から20時30分まで
土曜日 9時から17時まで

※展示日時が変更になる場合があります。

（公財）特別区協議会ホームページ等でご確認のうえ、ご来館いただくようお願いいたします。

（中野区・特別区協議会事業部）

令和3年 特別区人事委員会 職員の給与等に関する報告及び勧告 ～特別給0.15月引下げ、月例給2年連続据え置き～

特別区人事委員会（中山弘子委員長）は、10月20日（水）、各特別区の議会及び区長に対し、職員の給与等に関する報告及び勧告を行いました。勧告では、特別給の年間支給月数を0.15月引下げ、期末手当から差し引くこと等について言及しました。報告及び勧告の概要については、以下のとおりです。

令和3年 特別区人事委員会勧告等の概要

1 本年の給与改定

月例給	民間従業員	職 員	差	特別給	民間支給割合	職員支給月数	差
	378,336円	378,430円	△94円 (△0.02%)		4.47月分	4.60月	△0.13月
月例給				特別給			
・ 公民較差△94円（△0.02%）が僅少であるため、月例給の改定を行わないことが適当				・ 年間支給月数を0.15月引下げ ・ 引下げ分は、民間の状況等を考慮し、期末手当から差し引き			

※本年の勧告に当たっては、一時的、特例的な措置として、行政系人事・給与制度の改正に伴う差額支給者（給料月額が各級の最高号給の金額を超えて差額を支給されている職員）を公民比較から除外して算出した。

2 給与制度における課題

期末手当	・ 支給月数の配分を検討するとともに、支給回数について見直しをする必要
------	-------------------------------------

3 人事・給与制度、勤務環境の整備等に関する意見

1 人事・給与制度	1 行政系人事・給与制度改正の結果及び検証	・ 管理監督職の多数を占める高齢層の職員の退職や30歳台中盤から40歳台中盤の管理監督職の少ない状況において、今後導入される役職定年制に対応し、将来にわたり安定した区政運営を行うためには、管理監督職の更なる拡充への取組を一層進める必要
	2 人材の確保	・ 「自ら考え行動する人材」をより安定的に確保できる採用制度に向けた検討、取組が必要 ・ DXの進展による行政サービスの変革を担うに相応しい人材の確保及び育成方法の研究 ・ スマートフォンでのウェブ申込の拡大や面接カードのウェブ作成・提出方式の導入等受験生の利便性を向上 ・ 土木・建築職の採用試験申込者数は、Ⅰ類採用試験一般方式が大幅に減少している一方で、新方式については安定しており、新方式による採用数の増等、その一層の活用を検討 ・ 特別区の持つ魅力を受験者に伝えるべく、関係機関が十分に連携しPRを図っていく必要 ・ オンライン説明会や動画配信等、オンラインによるPR活動を更に充実
	3 人材の育成	・ 人事評価制度について分析・検証を行い、国や他の地方公共団体の先進的な事例の積極的な導入を図り、公正・公平性の一層の確保及び人材育成への更なる活用に向け、たゆまぬ制度改善を行い、本制度の一層の充実に向けた取組を推し進める必要 ・ 若年層職員の昇任意欲の醸成のため、昇任への不安解消等、昇任意欲を阻害する具体的な要因を的確に把握し取り除いていく取組の推進が必要 ・ 各職層において求められる役割を自覚させるための職層別研修の拡充や、職員の成長を促すための自己啓発やeラーニング等の更なる支援について進める必要 ・ 管理職選考種別Ⅰ類において、女性職員の管理職選考の申込率は、男性職員に比してかなり低いものとなっており、女性職員が管理職選考を受けやすい環境整備や、昇任意欲の醸成に向けた一層の取組が必要 ・ 管理職選考種別Ⅱ類を中心とした管理職選考制度の改正の検討に当たっては、現行制度の趣旨を踏まえ、公平性及び透明性が担保され、職員にとって、能力と努力が正当に評価されているという安心感の得られる制度とすることが必要
	4 会計年度任用職員への対応	・ 適正な制度の運用に向け、会計年度任用職員に対する人事評価の実施や会計年度単位での職の見直し等に留意
	5 保育教諭等への対応	・ 引き続き保育教諭等という新たな職の在り方を統一的に整理するための検討が必要
2 勤務環境の整備等	1 多様で柔軟な働き方	・ テレワークは、働き方改革を推進していく上で有効な手法の一つ。その導入に当たっては課題もあるが、解決策を講じながら、区の業務の特性を考慮しつつテレワークの導入及び定着に向けた取組を進めていく。 ・ 時差勤務制度については、働き方の選択肢の一つとして、また、通勤混雑緩和にもつながるものとして、制度を一層活用

2 勤務環境の整備等	2 仕事と家庭の両立支援	・国による諸制度の改正も視野に入れながら、制度の検討及び規定の整備を行い、仕事と家庭の両立支援を今まで以上に推し進める必要 ・男性職員の育児休業の取得率は年々上昇しており、「第5次男女共同参画基本計画」に掲げる30%の目標値を特別区全体としては達成しているが、各区分にみると大きな差がある。また、育児休業の取得期間についても、女性職員の取得者より短期間 ・男性職員の育児休業取得の更なる向上を目指し、諸制度の改善に取り組むとともに、育児休業を取得した職員の体験談を用いた周知や研修の場での意識啓発等の取組を継続することで、希望する職員誰もが育児休業を取得しやすい職場風土を醸成していく必要 ・個々の職員のライフプランに合わせ、希望する期間を取得できるよう留意し、個々の職員に応じた働き方が実現されるよう取り組んでいくことが重要 ・不妊治療と仕事との両立に向けて必要な対応を検討する必要 ・会計年度任用職員も育児や介護と仕事を両立した働き方が実現されるよう、国の見直しを考慮しながら検討する必要
	3 長時間労働の是正及び年次有給休暇等の取得促進	・今後、時間外・休日労働に関する協定を踏まえた適切な労働時間の管理が求められる一方で、依然として長時間の超過勤務が恒常的に発生している部署があり、より一層、超過勤務の縮減に向けた不断の取組を進めることが必要 ・新型コロナウイルス感染症への対応については、無定量に超過勤務に依存するのではなく、要因の整理及び分析を行い、業務の簡素化、他部署からの応援、職員の増員等、様々な対策を講じて超過勤務縮減に努めることが必要 ・教育現場の多忙化解消が喫緊の課題。教職員の働き方の意識改革を推進するとともに、業務負担の軽減や長時間勤務の是正に向けて、実効性を伴う対策を講じることが必要
	4 メンタルヘルス対策の推進	・多くの職員が新型コロナウイルス感染症への対応に従事する中、メンタルヘルスへの影響が懸念される。また、在宅勤務における課題も指摘されている。 ・心の健康問題により休職した者が職場復帰した後に、再発して再び休職した職員数の割合は、毎年増加しており、より一層の対策強化が必要 ・メンタルヘルス不調の兆候がみられる職員には、管理監督者から積極的に声掛けを行い、十分に話を聞くなどして、早期発見及び早期対応することが重要
	5 ハラスメント防止対策	・各職員が研修を通じてハラスメントについて正しく理解し、自らの普段の言動を見返すなど、意識の向上に努めるほか、組織全体で問題意識を共有し、ハラスメント発生の兆候があった際には、組織の問題として迅速に対応することが重要
3 区民からの信頼の確保		・職員による不祥事の発生は、区政に対する信頼を損なうばかりか、有為な人材の確保を阻害して、区民に対する行政サービスの提供に影響 ・働き方に大きな変化が生じはじめ、業務内容においても多様化、細分化、複雑化が進むとともにDXの進展による業務変革の新たなうねりが押しよせてきている中で、特別区としての使命を果たすには、業務プロセスの可視化、効率化等を一層推進し、前例にとらわれない業務変革に取り組み、職員一人ひとりが職務に邁進し、その能力を十分に発揮できる職場環境の整備が必要 ・職員の意識啓発に取り組み、職員の高い倫理意識や使命感のかん養を図るとともにコンプライアンス意識の高い健全な組織風土の維持に向けて不断の努力を重ね、もって、区民からの信頼を確保

4 定年引上げに関する意見

1 高齢層職員の能力及び経験の活用	・若年労働力人口の減少が続く中、複雑・高度化する行政課題へ対応し、質の高い行政サービスの提供を継続していくためには、高齢層職員の能力、豊富な知識・経験を最大限活用することが不可欠
2 法改正による定年の引上げ	・改正国家公務員法及び改正地方公務員法により、公務員の定年が原則として65歳に引き上げられる。定年引上げとそれに伴う新たな制度等の円滑な導入を図る必要 (1) 60歳を超える職員の任用 ・役職定年制については、特別区の任用実態を十分考慮し、その制度趣旨を的確に踏まえて円滑な導入を図り、事務事業の実施や区民へのサービス提供に影響を及ぼすことのないよう留意する必要 (2) 60歳を超える職員の給与 ・当分の間、60歳を超える職員の給料は、60歳前の7割水準に設定することが適当 (3) 高齢者部分休業 ・任命権者においては、高齢層職員の勤務形態の選択肢を広げ、仕事との両立を支援する観点から高齢者部分休業の導入について検討する必要
3 今後的高齢層職員の在り方	・在職期間の長期化に伴う60歳前職員のキャリア形成やモチベーションの維持・向上を強化する取組の検討を進めるとともに、新たな定年制度の運用状況、国における今後の検討の状況、民間企業における高齢期雇用や給与の動向等を注視し、高齢層職員の任用や給与といった処遇の在り方について引き続き研究

(特別区人事委員会事務局)

令和3年度管理職選考合格者の発表及び 択一・短答式問題受験の免除者の通知

特別区人事委員会は、10月29日（金）、令和3年度管理職選考合格者の発表及び択一・短答式問題受験の免除者の通知を行いました。

管理職選考合格者

193人が最終合格

（合格者数）

今年度の管理職選考合格者数は、Ⅰ類149人、Ⅱ類44人で合計193人となりました。

昨年度と比較し、Ⅰ類は7人増、Ⅱ類は1人減となりました。

（合格率）

合格率は、Ⅰ類が31・4％、Ⅱ類が68・8％、Ⅰ・Ⅱ類合計で35・8％でした。合格率を受験方式別に見ると、全部受験方式は昨年度比2・6ポイント増の30・7％、免除受験方式（※）は同0・1ポイント減の32・0％となりました。

また、Ⅰ類合格者全体に占める免除受験者の

割合は、合格者149人中78人の52・3％で、昨年度と比較し4・7ポイント減となりましたが、引き続き高水準となっています。

（※）免除受験方式とは、択一・短答式問題受験の免除資格を得ている者が、記述式問題及び論文式問題を受験する方式です。

択一・短答式問題受験の免除資格取得者

186人が免除資格を取得

（免除資格の取得者数）

免除資格とは、択一・短答式問題の成績が上位30％程度の者に、原則翌年度以降の3年間、択一・短答式問題の受験を免除するものです。

今年度は、免除対象者（※）652人のうち186人（28・5％）が免除資格を取得しました。

（※）免除対象者とは、全部受験方式で受験し、合格にいたらなかった者並びに分割受験方式及び前倒し受験方式で受験した者をいいます。

（免除資格の取得率）

受験方式別で見ると、全部受験方式が23・2％、分割受験方式が26・6％、前倒し受験方式が32・4％でした。昨年度から引き続き、前倒し受験方式の免除資格の取得率が最も高いことから、若年層の意欲の高さがうかがえる結果となりました。

免除資格の取得者は、今年度の管理職選考合格率（全部受験方式30・7％、免除受験方式32・0％）を見ても分かるように、合格への大きな一歩を踏み出したことになります。

今後も、行政需要の拡大等により、需要数は増加傾向で推移することが見込まれます。人事委員会事務局としては、引き続き積極的な受験を呼びかけていきます。

来年度の管理職選考受験を希望される方は、明確な目標を持って管理職選考に向けた勉強や日常業務に取り組んでください。

（特別区人事委員会事務局）

令和3年度管理職選考 区別・選考区分別合格者数

（単位：人）

区名	Ⅰ類				Ⅱ類			合計
	事務	技術Ⅰ	技術Ⅱ	技術Ⅲ	事務	技術	小計	
千代田	2						2	2
中央	2	1			2		2	5
港	6	1	1	1	1	2	3	12
新宿	6		1		1	1	2	9
文京	5				3		3	8
台東	4				3		3	7
墨田	3	1			2		2	6
江東	5	2			1		1	8
品川	11	1			1		1	13
目黒	4		1	1	1	1	2	8
大田	5		4		1		1	10
世田谷	7	1	3		1	1	2	13
渋谷	8	1			2	1	3	12
中野	6				1		1	7
杉並	3	1				1	1	5
豊島	4	1			1		1	6
北	5			1	2		2	8
荒川	4				1		1	5
板橋	5	1	1		1	1	2	9
練馬	5							5
足立	7				4	1	5	12
葛飾	7	1	1		1	1	2	11
江戸川	3			1	2		2	6
特厚	1							1
特馬					1		1	1
清掃				3		1	1	4
計	118	12	12	7	33	11	44	193

令和3年度管理職選考実施状況

Ⅰ類（全部及び免除受験方式）及びⅡ類

（単位：人、％）

種別	選考区分	受験者数(A)			口頭試問進出者数(B)			合格者数(C)			合格率(C/A)		
		3年度	2年度	増減	3年度	2年度	増減	3年度	2年度	増減	3年度	2年度	増減
Ⅰ類	事務	338	334	4	207	201	6	118	110	8	34.9	32.9	2.0
	Ⅰ	60	63	△3	18	23	△5	12	15	△3	20.0	23.8	△3.8
	Ⅱ	29	30	△1	14	18	△4	12	12	0	41.4	40.0	1.4
	Ⅲ	48	42	6	11	10	1	7	5	2	14.6	11.9	2.7
	小計	137	135	2	43	51	△8	31	32	△1	22.6	23.7	△1.1
Ⅰ類計		475	469	6	250	252	△2	149	142	7	31.4	30.3	1.1
Ⅱ類	事務	42	52	△10	41	46	△5	33	36	△3	78.6	69.2	9.4
	技術	22	15	7	13	10	3	11	9	2	50.0	60.0	△10.0
	Ⅱ類計	64	67	△3	54	56	△2	44	45	△1	68.8	67.2	1.6
合計		539	536	3	304	308	△4	193	187	6	35.8	34.9	0.9

Ⅰ類（全部受験方式）

（単位：人、％）

種別	選考区分	受験者数(A)			口頭試問進出者数(B)			合格者数(C)			合格率(C/A)		
		3年度	2年度	増減	3年度	2年度	増減	3年度	2年度	増減	3年度	2年度	増減
Ⅰ類(全部)	事務	175	157	18	89	81	8	59	49	10	33.7	31.2	2.5
	Ⅰ	27	29	△2	5	8	△3	4	5	△1	14.8	17.2	△2.4
	Ⅱ	16	13	3	8	8	0	7	5	2	43.8	38.5	5.3
	Ⅲ	13	18	△5	2	4	△2	1	2	△1	7.7	11.1	△3.4
	小計	56	60	△4	15	20	△5	12	12	0	21.4	20.0	1.4
合計		231	217	14	104	101	3	71	61	10	30.7	28.1	2.6

Ⅰ類（免除受験方式）

（単位：人、％）

種別	選考区分	受験者数(A)			口頭試問進出者数(B)			合格者数(C)			合格率(C/A)		
		3年度	2年度	増減	3年度	2年度	増減	3年度	2年度	増減	3年度	2年度	増減
Ⅰ類(免除)	事務	163	177	△14	118	120	△2	59	61	△2	36.2	34.5	1.7
	Ⅰ	33	34	△1	13	15	△2	8	10	△2	24.2	29.4	△5.2
	Ⅱ	13	17	△4	6	10	△4	5	7	△2	38.5	41.2	△2.7
	Ⅲ	35	24	11	9	6	3	6	3	3	17.1	12.5	4.6
	小計	81	75	6	28	31	△3	19	20	△1	23.5	26.7	△3.2
合計		244	252	△8	146	151	△5	78	81	△3	32.0	32.1	△0.1

令和3年度管理職選考免除者総括表（選考区分別・受験方式別）

（単位：人、％）

	対象者数				免除者数				免除率			
	計	受験方式内訳			計	受験方式内訳			計	受験方式内訳		
		全部	分割	前倒し		全部	分割	前倒し		全部	分割	前倒し
	A	A1	A2	A3	B	B1	B2	B3	B/A	B1/A1	B2/A2	B3/A3
事務	486	114	121	251	132	20	30	82	27.2	17.5	24.8	32.7
技術	I	78	21	34	24	9	9	6	30.8	42.9	26.5	26.1
	II	37	9	10	15	1	4	10	40.5	11.1	40.0	55.6
	III	51	11	23	15	6	7	2	29.4	54.5	30.4	11.8
	小計	166	41	67	54	16	20	18	32.5	39.0	29.9	31.0
合計	652	155	188	309	186	36	50	100	28.5	23.2	26.6	32.4

注1 対象者数とは、受験者数から合格者数等を除いた数である。 2 全部とは、全部受験方式で筆記考査全てを受験した者
3 分割とは、分割受験方式で受験した者 4 前倒しとは、前倒し受験方式で受験した者

特別区自治情報・交流センター
休館のお知らせ

蔵書点検及び年末年始のため、左記の期間は休館とさせていただきます。休館中は資料の貸出予約と返却を中止いたします。
ご不便をおかけしますが、利用者の皆さまには、ご理解ご協力のほどお願いします。

▼蔵書点検に伴う休館

令和3年12月13日(月)～

令和3年12月19日(日)

▼年末年始休館

令和3年12月29日(水)～

令和4年1月3日(月)

※令和3年12月28日(火)は、年末最終日のため、17時閉館とさせていただきます。

【問合せ先】

(公財)特別区協議会 事業部調査研究課
特別区自治情報・交流センター
電話 03(5210)9051

(特別区協議会事業部)

令和3年度公益財団法人特別
区協議会第4回理事会の結果

11月16日に第4回理事会が開かれました。付議案件の審議結果は次のとおりです。

- 1 公益財団法人特別区協議会個人情報保護規程の一部を改正する規程 (決定)
- 2 公益財団法人特別区協議会契約事務規程の一部を改正する規程 (決定)
- 3 令和3年度上半期事業報告 (承認)
- 4 代表理事及び業務執行理事の職務執行状況の定期報告【令和3年5月～令和3年10月】について (承認)

(特別区協議会総務部)

令和3年11月
区長会・議長会の主な案件等

区長会

11.16

- 東日本大震災被災市町村への職員派遣の御礼とお願いについて
- 都立病院・公社病院の地方独立行政法人化について
- 新型コロナウイルスワクチン接種等について
- 都と区市町村間の災害時等相互協力協定の締結について
- 令和4年度都区財政調整区側提案事項について
- 令和5年度国・都の施策及び予算に関する要望について
- 令和4・5年度後期高齢者医療保険料率の「算定案」について
- 後期高齢者医療広域連合協議会（11/4開催）報告について
- 特別区長会調査研究機構理事会の概要について
- 公益財団法人特別区協議会理事会の提出予定案件について
- 東京都予算に対する知事ヒアリングの実施について
- 特別区全国連携プロジェクトについて
- 都区のあり方検討について

(特別区長会事務局)

議長会

11.19

- 中間監査の実施結果について
- 特別区協議会令和3年度第4回理事会議決結果について
- 関東市議会議長会理事会（オンライン開催）の概要について
- 全国市議会議長会評議員会の概要について
- 市議会議員共済会理事会の概要について
- 令和4年度議長会等会議日程（案）について
- 令和4年度議長会関係役職等の選任の考え方について

(特別区議会議長会事務局)



東京都立大学 オープンユニバーシティ飯田橋キャンパスより 1月開講講座のご案内です！！

●小笠原諸島世界自然遺産登録 10年目の今と未来

【講座コード：2141F004】

小笠原諸島の豊かで独特な自然の価値が認められ、2011年（平成23年）6月に「小笠原諸島」が世界自然遺産として登録されました。

小笠原諸島の豊かで独特な自然は、小さい島でありながら、そこでしか見ることのできない固有種の割合が高いこと、特に陸産貝類（カタツムリの仲間）や植物において、進化の過程がわかる貴重な証拠が残されていることが高く評価されました。

2021年（令和3年）は、世界自然遺産登録10周年にあたる節目の年でした。本講座では、世界自然遺産となった小笠原諸島の今と未来について、各研究者の視点からアプローチし、様々な視点から学ぶ機会にしたいと考えています。

講師：可知 直毅

東京都立大学 プレミアム・カレッジ 特任教授 ほか

日時：1月18日～2月15日 火曜日

16:00～17:30（5回）

受講料：12,600円

場所：オンライン形式

※パソコンやタブレット、スマートフォンを通じての
《オンライン形式》講座となります。

●エネルギーインテグリティ研究センター 【講座コード：2141G107】 エネルギーと情報通信の融合

本研究センターは、電気電子・情報通信分野において横断的な研究によって、電力エネルギーと情報通信技術の融合・連携を実現し、エネルギーの受給を総合的に制御するスマートグリッドの実現に貢献することを目指した研究拠点です。本講座では、これらの研究成果を各専門分野の講師から4回のシリーズで紹介していきます。

- ・エネルギーと情報通信技術の融合
- ・エネルギーと情報通信機器の共存のための技術
- ・次世代インバータとゲート駆動システム
- ・生体と電気・磁気の現象

講師：和田 圭二

東京都立大学大学院 エネルギーインテグリティ
システム研究センター長 ほか

日時：1月29日～2月19日 土曜日

15:00～16:30（4回）

受講料：10,100円 ※高校生無料【2141G108】

場所：オンライン形式

※パソコンやタブレット、スマートフォンを通じての
《オンライン形式》講座となります。

【対面講座(飯田橋キャンパス)】

※最新の開講状況については、ホームページ (<https://www.ou.tmu.ac.jp/web/>) をご確認ください。

●斜めから見る歌舞伎

【講座コード：2141T005】

「記号の森」と評される歌舞伎には、さまざまな「型(かた)」つまり演技・演出における形式や約束事があります。鑑賞のためにはそうした伝統的な「型」を知らなければならぬと言われます。いっぽう、開かれた直接体験の場である歌舞伎の舞台を、観客はもっと主体的に見て楽しむことも可能ではないか、という立場もあるようで、いま歌舞伎はその両極のあいだを揺れ動いているようです。

本講座は、そうした歌舞伎舞台とその鑑賞法の両極のありようを、今と昔の芸談や劇評とともに見ていきます。

知れば知るほど面白いのが歌舞伎です。古人と現代人の知的なたたかいの現場として歌舞伎の舞台をながめれば、歌舞伎をさらに楽しむ新たな見方が生まれてくるのではないかと思います。

講 師：高本 教之
東京都立大学 人文社会学部 助教
日 程：1月25日～2月8日 火曜日
14：00～15：30 (3回)
受講料：7,500円
場 所：飯田橋キャンパス

●パウロ・フレイレ著『被抑圧者の教育学』を読む 【講座コード：2141F002】

ブラジル人教育学者のパウロ・フレイレ(1921-1997)の主著『被抑圧者の教育学』を講読します。同書は1960年代後半に執筆されたものですが、非人間的な社会状況の変革や人間の解放を目指す教育・文化活動に携わる世界中の人に、今日でもバイブルのように読み親しまれています。アジア・アフリカ・ラテンアメリカ地域の教育・文化や日本の学校教育のあり方を読み解こうとする人や、社会変革のための教育について考える人の必読書となっています。テキストは民衆文化・民衆教育研究で著名な里見実さんの翻訳(資料提供)を使用します。

第1回 オリエンテーションーフレイレの思想と教育ー
第2回 なぜ被抑圧者の教育学か(1章)
第3回 抑圧の道具としての「預金型」教育(2章)
第4回 対話性ー自由の実践としての教育の本質ー(3章)
第5回 文化的行動の理論(4章)
第6回 まとめ

講 師：野元 弘幸
東京都立大学 教授 ほか
日 程：1月17日～2月21日 月曜日
19：30～21：00 (6回)
受講料：15,100円
場 所：飯田橋キャンパス

* 講座の概要については、東京都立大学オープンユニバーシティパンフレットより引用しております。(特別区協議会事業部)

※特別区職員互助組合員の方は初回のみ、必ずお電話で同組合員である旨と『組合員番号』をお申し出ください。
＜問い合わせ先＞

東京都立大学オープンユニバーシティ <https://www.ou.tmu.ac.jp/web/>
Tel.03-3288-1050(平日 9：00～17：30)

●パンフレットを無料送付いたします。

東京二十三区清掃一部事務組合 「焼却炉のひみつ」

東京二十三区清掃一部事務組合（以下「清掃一組」という。）では、現在、清掃工場を22施設（うち、2施設は建替え中）を管理・運営しています。清掃工場では、可燃ごみを燃やしていることはみなさんご存知だと思います。しかし、焼却炉に種類があることは、あまり知られていないのではないのでしょうか。

そこで、今号では、焼却炉の役割や仕組みについて詳しくご紹介します。

焼却炉の使命

可燃ごみを処理することが清掃工場の役割であり、焼却炉は「ごみを燃やすこと」が使命です。では、そもそも何故ごみを燃やすのでしょうか。これには、大きく分けて二つの理由があります。

一つ目の理由は、衛生面です。可燃ごみには、厨芥（生ごみ）が多く（約22パーセント）含まれています。そのまま埋め立てしてしまうと、地中で腐敗し、悪臭や害虫などが発生する原因となってしまう。実際に、ごみを直接埋め立てていた時代は、ハエの大群が埋立地に近い江東区を襲うことがありました。これらを防ぎ、衛生的な環境を保つため、焼却処理をしています。

もう一つの理由は、埋立処分量の削減のためです。ごみは燃やして灰にすることで、約20分の1の

大きさになります。限りある埋立処分場を少しでも長く使うため、焼却処理をしています。

焼却炉は休まない

焼却炉は、中間点検と定期点検補修の期間を除き、休むことなく毎日、24時間ごみを燃やし続けています。これには理由があります。

焼却炉は、常に800℃以上の高温を保っています。これは、ダイオキシン類の発生を防ぐために法律で決められています。それでは、とにかく高温で燃やせばいいのかというと、決してそうではありません。1000℃を大きく超えるような高温過ぎる状態が続くと、窒素酸化物が増えてしまい、窒素酸化物は、酸性雨や光化学スモッグの原因となります。そこで、常に燃焼の状態を監視し、適切な温度を維持できるように制御しています。また、起動・停止の作業をするとき低温環境ができ、ダイオキシン類が発生しやすくなります。せっかく高温を維持して燃焼しても、この作業で温度を下げてしまつては意味がありません。そのため、24時間連続運転して、燃焼に適した温度を維持し続けています。

もう一つの理由としては、コストの問題があります。ごみは、一度燃え始めるとごみの持つエネルギーだけで燃え続けます。しか

し、焼却炉を起動する際には、炉内の温度を上げるためにガスを使用しています。巨大な焼却炉内の温度を800℃以上にしなければごみを投入できないため、1回の起動で大量の都市ガスを使うことになります。コストや温室効果ガスの発生を抑え、効率的な工場運営を行うために、焼却炉は動き続けています。

焼却炉の種類

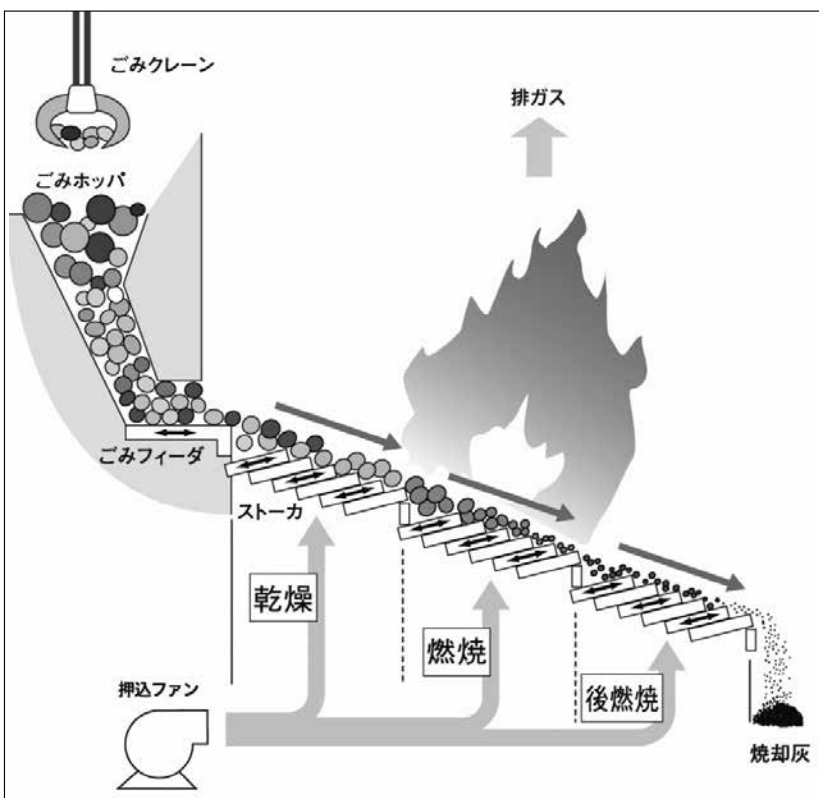
焼却炉には、燃焼方式等によりいくつかの種類があります。23区

内の清掃工場で採用されている焼却炉の仕組みをご紹介します。

①火格子（ストーカ）式焼却炉

東京23区内で一番多く採用されているのが、この方式です。国内では昭和40年代から採用され始め、環境省の資料によると、日本の清掃工場の約7割がこの方式です。23区内では、昭和41年10月にしゅん工した江戸川清掃工場（初代）で、最初に導入しました。

この方式は、ごみを火格子の上で移動させながら燃焼させる仕組みになっています。



火格子（ストーカ）式焼却炉

火格子は、可動部と固定部が交互に配置されています。可動部の火格子の動きに従い、ごみが攪拌されながら徐々に移動します。

火格子式の主な利点は、①燃焼が緩慢で安定燃焼しやすい、②飛灰（ごみを燃やした際に発生する、排ガス中に含まれるばいじん）の量が少ない、③前処理設備が不要（粗大ごみのような大きなものが入る場合を除く）、④実績が多く技術が成熟している、などです。

現在、23区内の清掃工場では20施設が稼働していますが、渋谷・豊島・世田谷を除く17施設が火格子式焼却炉を採用しています。

②流動床式焼却炉

国内では昭和50年代に採用されるようになりました。流動するのは高温に熱せられた砂で、これに、前処理をして細かくしたごみを接触させることで焼却します。

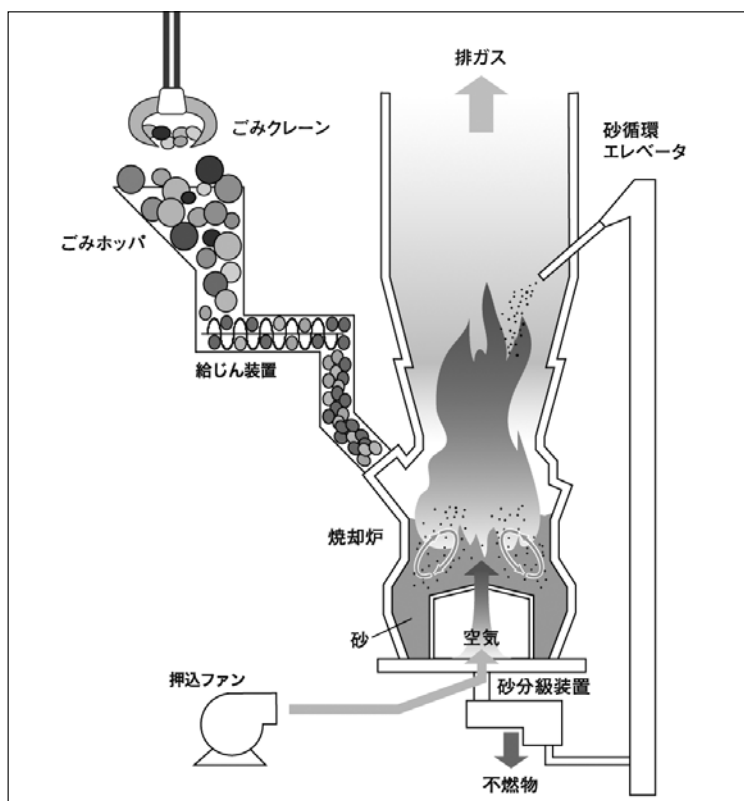
流動床式の主な利点は、①起動や停止が短時間で容易にできる、②設備が縦長のため狭い敷地でも設置できる、③設備構造が簡単で単位処理量当たりの設備費が安い、などです。現在、23区内で流動床式焼却炉を採用しているのは、山手線に隣接している、豊島・渋谷清掃工場の2施設です。

③ガス化溶融炉

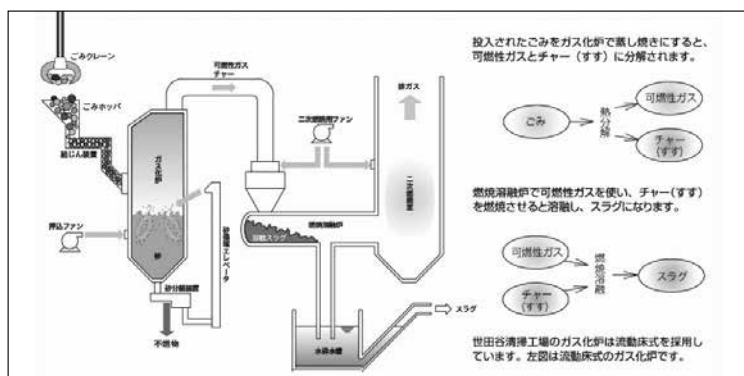
ガス化炉と溶融炉を組み合わせたものが、この方式の特徴です。先に紹介した二つの方式に比べて新しい方式です。

灰は、1200℃以上の高温になると溶けます。これを冷やすと、スラグと言う砂状の物質ができます。スラグは灰の2分の1（元のごみの約40分の1）の大きさになるため、より埋立処分量を削減することができます。

ガス化炉では、ごみを蒸し焼きにして可燃性ガスとチャー（すす）に分解します。発生した可燃性ガスを用いてチャーを燃焼溶融することで、スラグを生成する仕組み



流動床式焼却炉



ガス化溶融炉

です。ガス化溶融炉の中にもいくつかの方式がありますが、清掃一組で稼働しているものは流動床式ガス化溶融炉と呼ばれるものです。現在、23区内では、世田谷清掃工場で採用しています。

まとめ

ごみを燃やすと聞いた時、どのようなものをイメージしたでしょうか。かつて小学校等に設置されていた、小型焼却炉を思い浮かべた方も多かもしれません。昭和40年頃までの清掃工場は、それを大規模にした「かまど式バッチ炉」という形式で、ごみを焼却していました。灰をかき出す作業などは人力で行われており、作業員の労力や健康面で、非常に負担の大きい仕事でした。

現在は機械化され、労力や健康面でも改善されています。現在、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、清掃工場見学会等中止していますが、再開されましたら、ぜひ、お近くの工場で、最新の焼却現場をご覧ください。

（東京二十三区清掃一部事務組合 総務部総務課）

特別区職員研修所からのご案内

2月の研修メニューを紹介します

●ピックアップ研修

サポート研修「講演会」

挫折からの挑戦 ～夢を2度叶えた生き方～

日時：2月18日（金）
14:45～16:15
(14:00開場)

対 象：特別区に勤務する職員

講 師：京谷 和幸 氏（元Ｊリーガー・車椅子バスケットボールパラリンピック日本代表ヘッドコーチ）

内 容：Ｊリーガーという夢を叶えた矢先の事故でサッカーを奪われた京谷氏は、何を原動力に、どのように試練を乗り越えたのか。そこから得たものは何だったか。先の見えない時代に、前に進む力を身に付けるヒントを学ぶとともに、東京 2020 パラリンピックでのエピソードなども伺います。

研修名	実施時期	申込条件・メインターゲット（★）
専門研修		
戸籍（中級）①②	①1/31(月)・2/1(火)・ 2/2(水)・2/3(木)・ 2/4(金) ②2/15(火)・2/16(水)・ 2/17(木)・2/24(木)・ 2/25(金)	同研修（初級）を修了し、戸籍事務を担当する職務経験 2 年以上の職員
食品衛生	2/21(月)・2/28(月)	食品衛生監視業務に従事する職員
まちづくり（基礎Ⅱ）①②	①②2月上～中旬	まちづくりに関連する事業を担当する職員
児童相談所関連研修		
児童福祉司 (3～4 年目) ②	2/9(水)・2/15(火)	児童福祉司 3～4 年目(※)の職員、児童心理司、一時保護所職員、その他子ども家庭福祉行政に携わる職員（心理職を含む） ※子ども家庭支援センター等における相談援助業務の経験がある場合は、児童福祉司としての経験年数に加算することができる。
児童心理司 (3～4 年目) ②	2/17(木)・2/21(月)	児童心理司 3～4 年目(※)の職員、児童福祉司、一時保護所職員、その他子ども家庭福祉行政に携わる職員 ※子ども家庭支援センター等における児童心理に関連する業務経験がある場合は、児童心理司としての経験年数に加算できる。
調整担当者研修	2 月中～下旬	調整担当者として職務を行う職員で、児童福祉司任用前講習会を修了した者
ステップアップ研修		
思考力・論理構築力向上⑦ (延期分)、⑫	⑦2/2(水) ⑫2/8(火)	係長級以下の職員 ★主任の職員
対話によるポジティブ・ アプローチ⑧	2/15(火)・2/16(水)	係長級以下の職員 ★主任の職員
説明力・交渉力強化⑧	2/18(金)・2/21(月)	係長級以下の職員 ★区民対応などの業務を円滑に行うため、分かりやすい説明や交渉力を身につけたい主任以下の職員
協調型リーダーシップ③ (延期分)	2/8(火)	主任以下の職員 ★リーダーの役割や、上司・部下・同僚との関わり方を学ぶことで、職場のモチベーション向上や業務改善・職場改善に貢献したいと考えている主任の職員
サポート研修		
地方公務員法⑦	2/10(木)	1 級職の職員 ★地方公務員法の基本理念や仕事の法的根拠を意識して職務を行いたい 1 級職の職員
地方自治法⑨	2/22(火)	1 級職の職員 ★法令・根拠にあたる仕事の進め方を身につけたい、これから地方自治法を意識して実務を行っていききたい 1 級職の職員
特別区制度②、①（延期分）	②2/1(火) ①2/14(月)	全 職 員 ★都区間での事務配分や税財政制度等、特別区制度の特徴について、地方自治法等の根拠条文を読み解きながら学びたい職員

◆新型コロナウイルス感染症対策により、研修が中止又は延期になる場合があります。予めご了承ください。

※紙面の都合上、2 月に実施する研修の一部を紹介しています。（一部 1 月に実施する研修を含む。）

※★は、各研修のメインターゲットとなる方についての表記となります。

※研修の募集及び申込は各区の研修担当を通じて行います。なお、区の意向により参加できる研修が異なりますので、各研修の申込方法や申込期限（研修実施日より一ヶ月程度前）については各区研修担当からの案内をご確認ください。

※研修内容の詳細については、特別区職員研修所ホームページ（<http://www.tokyo23city.or.jp/kensyujo/index.html>）もご覧ください。

（特別区職員研修所）



年の瀬は東京大賞典でいいのだ！

2021年のダート競馬の総決算「第67回東京大賞典」を12月29日（水）に実施！今回は「天才バカボン」とコラボし、オリジナルアニメや早押しクイズ、おみくじ予想など盛りだくさんなキャンペーンを展開！年の瀬は今年最後のGIレース「東京大賞典」をどうぞお楽しみください！

キャンペーン特設サイト
はこちら→



12月の開催予定

競馬開催日	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
大井												
川崎												
船橋												
浦和												



東京大賞典 (GI)

●12月29日（水）
●2,000m



東京シンデレラマイル (SⅢ)

●12月30日（木）
●1,600m



東京2歳優駿牝馬 (SⅠ)

●12月31日（金）
●1,600m



TCK女王盃 (JpnⅢ)

●1月26日（水）
●1,800m

一年の総決算として行われる年の瀬のビッグイベント。2011年から地方競馬初となる国際GIに格上げとなり、国際競走として実施されています。日本全国から集結したダートグレード戦線の実績馬に加え、海外で活躍する実力馬が参戦可能になり、その年のダートNo.1を決める真のグランプリレースとなりました。

年末に3日連続で行われる重賞の第2弾は、年の瀬のダートを彩るレディーたちが競演するマイル戦の牝馬重賞。年明けの交流重賞に向けて、地方所属馬の勢力図を確認する意味でも見逃せない一戦です。

2021年のラストを飾る重賞は、デビュー間もない2歳馬の女王決定戦。ゴール写真判定装置やスターティングゲートの採用などTCKには国内初の試みが数多く存在しますが、2歳牝馬の重賞創設もJRAに先んじた画期的な試みでした。翌年春のクラシックロードに向けて、若き乙女たちが精一杯の走りを繰り広げます。

年明け最初の重賞となる、牝馬限定のダートグレード競走です。全国から集まった女傑が真冬のダート女王の座を目指します。

パソコンからでも、ケータイからでも、スマホからでも投票できる！

ネットで地方競馬を楽しむなら！

SPAT4

お問い合わせは 0120-006-309

南関東開催日の昼間開催10～17時／ナイター開催12～21時
※未成年の方はご利用いただけません。またご利用いただけるのは日本国内在住の個人のみです。法人でのお申し込みはできません。

全国の地方競馬全レースが買える！ライブが見られる！

50円から買える！「トリプル馬単」も発売！

馬券を買うだけでお得なポイントが貯まる！

最短15分でスバッと馬券購入！

www.spat4.ne.jp/

SPAT4

検索



編集

- 特別区長会事務局調査第1課
- 特別区議会議長会事務局
- 特別区人事・厚生事務組合総務部企画財政課
- 公益財団法人特別区協議会総務部企画財政課
- 東京二十三区清掃一部事務組合総務部総務課
- 特別区競馬組合競馬事務局広報課

- TEL (5210) 9738 ホームページhttp://www.tokyo23city-kuchokai.jp/
- TEL (5210) 9731 ホームページhttp://www.tokyo23city-gichokai.jp/
- TEL (5210) 9916 ホームページhttp://www.tokyo23city.or.jp/
- TEL (5210) 9917 ホームページhttps://www.tokyo-23city.or.jp/
- TEL (6238) 0615 ホームページhttps://www.union.tokyo23-seisou.lg.jp/
- TEL (3763) 2170 ホームページhttps://www.tokyocitykeiba.com/